

京都府 京都中央郵便局における協力会社元従業員による不適切行為

日本郵便株式会社近畿支社（大阪府大阪市中央区 支社長 ^{みとま のりまさ} 三苫 倫理）受持区域内の京都中央郵便局において、集配業務を委託している協力会社元従業員による配達先での不適切行為が判明しましたので、お知らせします。

被害を受けられたお客さまに多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

また、社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案が発生しましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、弊社社員並びに協力会社に対する指導を徹底してまいります。

1 発生局

京都中央郵便局（京都府京都市下京区東塩小路町 843-12）

2 行為者

郵便局が集配業務を委託している協力会社元従業員（20 代、男性）

3 概要

2026 年 8 月 8 日（土）、対面配達とすべきチルドゆうパックをお客さまが不在にもかかわらず、玄関前に配達を行ったもの。

なお、保冷取扱いにもかかわらず「チルドゆうパック」のシールを剥がし、一般の取扱いとして装ったもの。

また、受取人さまに対しては、事案の経緯をご説明するとともに、不適切な配達をしたことについて、深くお詫び申し上げます。

4 発覚の端緒

2026 年 8 月 8 日（土）、受取人さまから京都中央郵便局にお申し出があり、本件事案が判明しました。

5 その他のお客さま対応

本件事案を調査する中で、行為者が他にも同様の取扱いをした可能性があることから、以下の期間・地域で受け取られた荷物（ゆうパック）で玄関前に置かれていた等ご懸念があるお客さまは弊社下記連絡先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

<該当期間・地域>

2025 年 8 月以降、2026 年 8 月 8 日までの間

京都市南区久世大築町・久世築山町・久世大藪町・久世東土川町・久世川原町・久世中久町・久世殿城町・久世上久世町・久世中久世町

【ご連絡先】京都中央郵便局 総務部 070-4818-1763（受付時間：平日 9:00～17:00）

6 再発防止策

- ・当該協力会社においては、改善計画を策定の上、社員指導を実施するとともに、弊社においても改善状況の確認を定期的に行います。
- ・本件に関連する協力会社はもとより、弊社社員及びその他の協力会社に対しても、本件事案の周知及び指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】 日本郵便株式会社 近畿支社 経営管理部 広報・デジタル担当 電話：（直通）06-6944-5420	【お客さまのお問い合わせ先】 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 総務部 電話：（直通）070-4818-1763 （受付時間）平日 9:00～17:00
--	---